

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年3月2日
【会社名】	クニミネ工業株式会社
【英訳名】	KUNIMINE INDUSTRIES CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 國峯 保彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区岩本町一丁目10番5号
【電話番号】	03(3866)7255
【事務連絡者氏名】	経理部長 岩崎 健太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区岩本町一丁目10番5号
【電話番号】	03(3866)7256
【事務連絡者氏名】	経理部長 岩崎 健太郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 109,950,000円 (注) 募集金額は、会社法上の払込金額(以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。)の総額であり、平成27年2月20日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	150,000株	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成27年3月2日(月)開催の取締役会決議によります。

2 上記発行数は、平成27年3月2日(月)開催の取締役会において決議された第三者割当による自己株式の処分に係る募集株式数であります。したがって、本募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

3 本募集とは別に、平成27年3月2日(月)開催の取締役会において、当社普通株式1,000,000株の公募による自己株式の処分(以下、「一般募集」という。)を行うことを決議しております。また、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、150,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があり、本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社を割当先として行う第三者割当による自己株式の処分(以下、「本件第三者割当」という。)であります。大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成27年3月26日(木)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当に係る割当てに応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数とその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われなない場合があります。

4 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	150,000株	109,950,000	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	150,000株	109,950,000	-

(注) 1 前記「1 新規発行株式」(注) 3に記載のとおり、本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連して大和証券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。その概要は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称	大和証券株式会社
割当株数	150,000株
払込金額の総額	109,950,000円
割当が行われる条件	前記「1 新規発行株式」(注) 3に記載のとおり

- 2 前記「1 新規発行株式」(注) 3に記載のとおり、処分株式数が減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。
- 3 本募集は、自己株式の処分に係るものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
- 4 発行価額の総額及び払込金額の総額は、平成27年2月20日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 (注) 1	- (注) 2	100株	平成27年3月30日（月）	該当事項はありません	平成27年3月31日（火）

- (注) 1 発行価格については、平成27年3月10日（火）から平成27年3月13日（金）までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額と同一とします。
- 2 本募集は、自己株式の処分に係るものであり、払込金額は資本組入れされません。
 - 3 全株式を大和証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
 - 4 大和証券株式会社から申込みがなかった株式については、失権となります。
 - 5 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ1株につき発行価格と同一の金額を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
クニミネ工業株式会社 本社	東京都千代田区岩本町一丁目10番5号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 日本橋中央支店	東京都中央区日本橋一丁目7番17号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
109,950,000	1,000,000	108,950,000

- （注）1 新規発行による手取金は自己株式の処分による手取金であり、発行諸費用の概算額は自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 払込金額の総額は、平成27年2月20日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

（2）【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限108,950,000円については、本件第三者割当と同日付をもって取締役会において決議された一般募集の手取概算額727,000,000円と合わせた手取概算額合計上限835,950,000円について、全額を平成29年3月末までに当社グループの設備投資資金の一部に充当する予定であります。なお、当社子会社の設備投資については、当社から当社子会社への融資を通じて資金を充当する予定であります。

なお、手取金を充当する当社グループの設備投資計画については、本有価証券届出書提出日（平成27年3月2日）現在、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 （所在地）	セグメントの 名称	主な設備投資の内容	投資予定総額 （千円）
当社	左沢工場 （山形県西村山郡大江町）	ベントナイト・ アグリ・化成品	包装設備の更新・修繕	94,800
当社	蔵王工場 （宮城県刈田郡蔵王町）	ベントナイト	工場内倉庫の屋根補強工事	181,900
当社	太田工場 （茨城県常陸太田市）	ベントナイト・ アグリ・化成品	製剤及び包装設備の更新・修繕 止水材製造設備の更新	178,706
当社	小名浜工場 （福島県いわき市）	アグリ	農薬受託加工製造設備の新設 造粒設備の更新・修繕	402,765 （注）2
当社	郡山工場 （福島県郡山市）	アグリ	製剤及び包装設備の更新・修繕 従業員用厚生施設の新設	172,400
当社	いわき工場 （福島県いわき市）	ベントナイト・ アグリ・化成品	クニピア等の製造設備の更新・修繕	93,200
当社	御津工場 （愛知県豊川市）	ベントナイト・ 化成品	原鉱倉庫における設備の更新・修繕	66,350
当社	本社 （東京都千代田区）	ベントナイト・ アグリ・化成品	基幹システム及び会計システム等の更新	45,200
当社	黒磯研究所 （栃木県那須塩原市）	ベントナイト	分析研究設備の購入	47,350
当社	いわき研究所 （福島県いわき市）	化成品	分析研究設備の購入	22,750
クニメイン㈱	本社 （山形県西村山郡大江町）	ベントナイト	鉱山採掘重機及び運搬重機等の購入	215,000
関ベン鉱業㈱	本社 （新潟県東蒲原郡阿賀町）	ベントナイト	新鉱区開発に向けた設備の新設	39,250

- （注）1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
- 2 当社小名浜工場における投資予定総額402,765千円には、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載の同工場における農薬受託加工製造設備への投資予定額の総額267,015千円が含まれております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第80期）「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」については、本有価証券届出書提出日（平成27年3月2日）現在、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 （所在地）	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の増加能力
				総額 （千円）	既支払額 （千円）				
当社	小名浜工場 （福島県いわき市）	アグリ	農業受託加工 製造設備	267,015		自己資金及び 自己株式処分 資金	平成27年 5月	平成27年 9月	受託規模の維持と 今後の新規受注へ の基盤構築

（注） 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第80期）及び四半期報告書（第81期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成27年3月2日）までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については_____ 〆で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下の「事業等のリスク」に記載した事項を除き本有価証券届出書提出日（平成27年3月2日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

〔事業等のリスク〕

有価証券報告書等に記載した事業の概況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、本項における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成27年3月2日）現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 事業の内容について

ベントナイト事業

鋳物用ベントナイトの主納入先は自動車メーカーであります。自動車業界は、グローバル化及び統合の進展等に伴い、急速な変化に直面しております。その結果、生産拠点の海外移転や国内工場の整理、統廃合等が実施されて、ベントナイトの販売の減少につながるリスクがあり、業績に影響を及ぼす可能性があります。

土木用ベントナイトにつきましては、基礎杭工事及び地熱、温泉ボーリング等向けが主納入先であります。掘削に関して、新技術の開発や新工法の出現により、ベントナイトの使用が減少し、販売の減少につながるリスクがあり、業績に影響を及ぼす可能性があります。

ペット砂用ベントナイトにつきましては、自社ブランドでの販売等のほかにOEM（相手先ブランドによる生産）販売があります。OEM販売につきましては、顧客企業の業績不振、予期しない契約の打ち切り、顧客企業の調達方針の変化等により、販売の減少につながるリスクがあり、業績に影響を及ぼす可能性があります。

アグリ事業

アグリ事業につきましては、農業等の受託生産が中心であるため、委託先の販売不振や委託方針の変化等及び天候等により、受注の減少につながるリスクがあり、業績に影響を及ぼす可能性があります。

化成品事業

化成品事業のうち環境関係につきましては、主に自治体を納入先とする入札案件を多く抱えており、他社との競合による販売価格の低下や入札が不調に終わるリスクがあり、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 他社との競争と販売価格の変動について

当社グループの主要事業であるベントナイト事業、アグリ事業及び化成品事業は、いずれも市場での厳しい競争にさらされております。そのため、新技術や新製品の開発、あるいは、競合他社との価格低減競争等により、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 貸倒れについて

当社グループは、十分な与信管理を行っておりますが、取引先に予期せぬ貸倒れが発生した場合は、追加的な損失や引当金の計上が必要となり、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 為替相場の変動について

当社グループは、原料の一部を海外から輸入しております。そのため、為替相場の変動によるリスクをヘッジする目的で、為替予約等で対策を講じております。しかしながら、リスクヘッジにより為替相場変動の影響を緩和することは可能であっても、影響を完全に排除することは不可能であり、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 原料の確保について

当社グループには、鉱山会社が3社あり、原鉱採掘を行っております。毎年、探鉱ボーリングを実施して原鉱埋蔵量の確保は行っておりますが、災害や事故等の発生により、採掘が不可能になる危惧や、品質の低下及び原鉱の枯渇等が発生する危惧があります。また、一部海外より原鉱を輸入しておりますが、原鉱の輸入につきましても、災害や事故等の発生により、輸入が困難となる危惧があります。こうした状況の発生が経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) エネルギー価格の変動について

当社グループでは、主に製造工程において重油や電力等のエネルギーを使用しております。これらのエネルギー価格の変動により、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 原材料の仕入価格について

当社グループでは、原鉱の輸入の他様々な原材料を外部より購入しております。これらの原材料は、為替相場の変動や原油価格の変動、その他の要因等によって仕入価格が上昇するおそれがあり、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 製品の品質に係るものについて

当社グループでは、徹底した品質管理のもとで製品を製造しておりますが、すべての製品が完全無欠という保証はありません。また、製造物賠償責任保険等に加入しておりますが、これらの保険が賠償額の全額を賄える保証はありません。そのため、製品の欠陥が、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 災害等による影響について

当社グループは、鉱山および工場において安全対策等を十分に実施しておりますが、大規模な地震や近隣の火山の噴火、火災、事故等が発生した場合は、生産、出荷等が著しく低下するおそれがあり、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 法的規制について

当社グループの行う事業に適用される主な法的規制として、鉱山でのベントナイト原鉱石採掘に関連する採石法、アグリ事業での製品製造に関連する農業取締法等があります。これらの関係法令は社会情勢の変化等に応じて適宜、改正や解釈の変更等が行われる可能性があります。その場合には経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。主な法的規制に関する許認可の内容は以下のとおりです。

採石法関連

当社グループは、採石法第32条に定める採石業者登録及び採石法第33条で定める採取計画の許認可を以下のとおり受けております。なお、現状これら許認可等について、その継続に支障をきたす要因は発生しておりませんが、万一、採石法第32条の10及び第33条の11、12の規定やその他の関連法令に抵触する等により、業務停止又は取直し等の処分を受けることとなった場合には、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

取得年月	許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	有効期限
昭和46年10月	採石業者登録	宮城県	採石法第32条による宮城県採石登録第69号 川崎鉱業(株)	なし
昭和46年10月	採石業者登録	新潟県	採石法第32条による新潟県採石登録第9号 関ベン鉱業(株)	なし
平成7年1月	採石業者登録	山形県	採石法第32条による山形県採石登録第601号 クニマイン(株)	なし
平成12年4月	採石業者登録	宮城県	採石法第32条による宮城県採石登録第5000号 当社蔵王工場	なし
平成22年3月	岩石採取計画認可	宮城県	採石法第33条による宮城県（産立）指令第52号 当社蔵王工場	平成27年2月
平成24年3月	岩石採取計画認可	新潟県	採石法第33条による新潟県津振第1019号 関ベン鉱業(株) 白崎鉱山	平成29年3月
平成24年8月	岩石採取計画認可	宮城県	採石法第33条による宮城県（産立）指令第18号 川崎鉱業(株)	平成29年7月
平成25年9月	岩石採取計画認可	山形県	採石法第33条による山形県指令村総産企第14号 クニマイン(株)	平成28年8月
平成25年9月	岩石採取計画認可	新潟県	採石法第33条による新潟県津振第544号 関ベン鉱業(株) 細越鉱山	平成30年9月

農業取締法関連

当社グループは、農業取締法第2条に定める農業登録につきまして、当社小名浜工場、郡山工場および太田工場において、製造品目ごとに農業登録票の許認可を受け、製造場の名称および所在地登録を行っております。なお、現状これら登録について、その継続に支障をきたす要因は発生しておりませんが、万一、農業取締法第14条の規定やその他の関連法令に抵触する等により、業務停止又は取直し等の処分を受けることとなった場合には、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第80期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成27年3月2日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成26年6月30日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成26年6月27日開催の当社第80回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金15円

第2号議案 定款一部変更の件

(1) インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上及び公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるため、定款第5条（公告方法）について所要の変更を行う。

(2) 社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定に基づき、定款第27条（社外取締役との責任限定契約）及び定款第36条（社外監査役との責任限定契約）を新設する。また、上記条文の新設に伴い、現行定款の条数の繰り下げを行う。

第3号議案 取締役2名選任の件

取締役として、木村敏男、土屋修を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、中里猛志を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	10,813	81	0	（注）1	可決（98.21%）
第2号議案	10,893	1	0	（注）2	可決（98.94%）
第3号議案				（注）3	
木村 敏男	10,770	124	0		可決（97.82%）
土屋 修	10,769	125	0		可決（97.81%）
第4号議案				（注）3	
中里 猛志	10,893	1	0		可決（98.94%）

（注）1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第80期)	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第81期第3四半期)	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日	平成27年2月6日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年 6月27日

クニミネ工業株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	横倉 光男	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	菊地 康夫	印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクニミネ工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クニミネ工業株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、クニミネ工業株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、クニミネ工業株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月27日

クニミネ工業株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 横倉 光男 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 菊地 康夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクニミネ工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第80期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クニミネ工業株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月6日

クニミネ工業株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 横倉 光男 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 菊地 康夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているクニミネ工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、クニミネ工業株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。